

弘前市第三セクター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における第三セクター改革プラン（以下「改革プラン」という。）の効率的かつ効果的な推進に資するとともに着実な実施を図るため、弘前市第三セクター評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第三セクターの経営状況及び業務執行状況等に関して、客観的で専門的な立場から次の事務を所掌する。

(1) 改革プランの進捗状況の評価

(2) その他必要な事項

2 委員会は、改革プランの進捗状況の評価について、市長から意見を求められたときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 会計専門家

(3) 法律専門家等

(4) 企業経営者

2 委員の任期は、委嘱した日から2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員会が新たに組織された場合の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。